

令和2年 第5回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年5月7日(木) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善 男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

なし

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転) 16件

議案第 22 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）	18 件
議案第 23 号	空き家に付属した農地の指定解除について	1 件
報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件

#### 第 4 協議・連絡事項

- ・令和元年度農業者年金加入実績について

#### 5. 会議の概要

事務局長           ただいまから、令和 2 年第 5 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。  
                           本日の出席委員は 19 人中、19 人で総会成立の定足数に達しております。  
                           それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議 長               それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長               それでは議事録署名人に「16 番、橋岡 武志委員」、「17 番、土居敬幸委員」を指名します。

議 長               それでは付議案件に入ります。  
                           議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。  
                           番号 12、事務局の説明を求めます。

事 務 局           それでは議案第 19 号、番号 12 について説明します。  
                           農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「769 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。  
                           譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
                           譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
                           申請事由としては、譲渡人は「高齢で農業に従事する事が困難な状

況であるため、農地を譲渡したい」。譲受人は「農地を譲受け、農業に精進したい」であります。

譲受人の経営面積「401.5a」

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 番号 12 を説明します。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で高齢であり、農業を辞めたいという思いでおられました。そういった中、ご近所で「〇〇〇〇」さん、年齢は〇〇〇〇と高齢でありますけど、地元の実年ソフトボールをやっています、体力もあります。面積も〇〇〇〇とけっこう多いようですけど、調べてみますと年回 450 人用人されていて、みなさん 10 年以上経験ある方々なので、今後とも、農業に精通して地元のためにがんばっていききたいという旨でございますのでよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 13、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 13 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「158 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「871 m<sup>2</sup>」、3条有償移転です。

この農地は、令和2年4月6日総会、議案第18号、番号1で空き家に付属した農地指定を受けましたが、売買が成立したことにより申請書が提出されました。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「空き家バンクに登録した空き家と共に付属する農地を売却したい」。譲受人は「空き家に付属した農地を取得して、自家用の野菜・果物を栽培したい」であります。

譲受人の経営面積「0a」。

八幡浜市では空き屋に付属した農地に限り、1アールから取得できます。また譲受人からは取得農地を3年以上継続して耕作する旨の誓約書の提出がありました。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 番号13を説明します。

先月私と事務局で現地に行きまして、空き家に付属している農地を調査してまいりました。1カ月経ちましたけど、早くも売買が成立しました。前も言いましたけど、果物はちょっと難しいかなと私は思っています。野菜とか柿、このあたりについてはご本人の意向によって栽培できると思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 14・15 を事務局の説明を求めます。

事務局 番号 14 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「63 m<sup>2</sup>」、外 5 筆、計「3,748 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借受けたい」であります。  
続いて番号 15 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「145 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「756 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「高齢であり、農業に従事する事が困難なため、農地を貸付きたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借受けたい」であります。  
譲受人の経営面積「0 a」。  
譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、農地所有適格法人の要件を満たしています。会社所有の農地がないため、議案第 19 号、番号 14・15 及び議案第 22 号、番号 127 にて土地の使用貸借を行う事により、取得後の下段面積が 50 a を超えます。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 番号 14・15 を説明します。

「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇、おじいさんの代より〇〇〇〇を営まれていまして、現在〇〇〇〇という名前で〇〇〇〇の〇〇〇〇・〇〇〇〇をされていますけど、〇〇〇〇がなかなか厳しいようで、最近、農業にも力をいれています。野菜作りもたくさんしています。今回お母さんの「〇〇〇〇」さんの農地を借受けて、〇〇〇〇という法人を設立されまして、今後は、田んぼとして利用していた農地にハウスを設置して、〇〇〇〇の栽培をしたいということでありました。農業にかなり意欲的がんばっておられますので、大丈夫だと思いますが、審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 16、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 16 を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,800 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「6,014 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「同所」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業後継者である孫に農地を贈与したい」。譲受人は「農地の贈与を受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「137.6 a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条

第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんについてですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんとお孫さんの関係にあたります。「〇〇〇〇」さんですけど農大を卒業されまして、農業次世代人材投資資金、いわゆる給付金の申請を行いたいとのことで、贈与を行うみたいです。実際のところは、「〇〇〇〇」さんの息子さんの「〇〇〇〇」さんと〇〇〇〇さんが農業をされるということで、今後は規模を拡大してがんばってやっていくそうです。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」。

番号2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第20号、番号2を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「396 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「無職」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇「農業」」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「現在、賃貸住宅に親子 3 人で居住しているが、学校や買い物に便利な申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 説明します。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方に住んでおられて、「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇の方ですが、お父さんと山の方、手広くやられております。数年前に結婚もされて、子供さんもいます。いずれ手狭になるとのことで、農地を買って家を建て住むという形で決まりましたので審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 30 から 37 番まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 21 号、番号 30 から 37 番まで一括して説明します。

番号 30、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「388 m<sup>2</sup>」

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「236.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 31、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「722 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「2,659 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「292.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 32、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「644 m<sup>2</sup>」外 4 筆、計「3,038 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「205.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 33、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「767 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「2,145 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「89.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 34、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「442 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「547 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「60.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「60.2 a」となっていますが、この度、売買及び貸借契約を締結することで下限面積要件を満たすため経営面積について問題ありません。

番号 35、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,031 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「60.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 36、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「847

m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「262 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 37、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,430 m<sup>2</sup>」外 5 筆、計「8,182 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「336.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の方で元々充てていた畑だったと思うんですが、「〇〇〇〇」さんは、買った山の近所で続きなので購入することです。「〇〇〇〇」さんはけっこう手広く農業を行っています。

「〇〇〇〇」さんは病気で農業をリタイアするという事で、「〇〇〇〇」さんと最初は貸借で行う予定でしたが、〇〇〇〇さんが売買を希望されたことにより売買となりました。〇〇〇〇さんは父親、母親とも元気で農業を行っていますので、よろしくお願いします。

2 番 32 番の説明を致します。「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇にお住まいで、勤めに出ておられまして、この園地は〇〇〇〇の近くにあります。もう数年前から放任状態にあります。「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇で高齢ですが、まだ元気で働いていて、近いうちに子供さんも農業をするということで、畑を広げて新しく開拓してがんばるとのことです。

続きまして 33 番、34 番についてですが、33 番の「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇まして、母親と 2 人で経営されていますが、体が大分しんどくなったとのこと。33 番、34 番の園地につきましては、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの祖父が今まで作っておられました。中山間が新年度になるので、きちんとしておいた方がいいのではないかと、売買の話しが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとにてしております。

続きまして 35 番、36 番についてですが、「〇〇〇〇」さん 85 歳

〇〇〇〇で奥さんと一生懸命農業をされてきましたけど、高齢により農地を売買したいとのことです。〇〇〇〇さんの農地に隣接する「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で去年から後継者として農業を頑張っている方で、〇〇〇〇さんの農地は数年前から少し荒れていましたが、ちょうど自分の園地の横ということで新しくみかんを植えて世話をされています。

36 番ですけれど、「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇で元気でやっておられますし、今年から〇〇〇〇の方に 3 年間研修に行っていた息子さんが戻ってきました。祖父・祖母・ご両親・息子さんの 5 人で農業をがんばっていますのでよろしくお願ひします。

37 番ですけど「〇〇〇〇」〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇出身の方で、今まで藤柿などを従業員を雇って世話していましたが、なかなか〇〇〇〇の仕事といっしょにやることはお金にならないので、手放したらどうかという話がありました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の方ですが、〇〇〇〇を辞められて父親と〇〇〇〇さん夫婦の 3 人で一生懸命農業をがんばっておられます。地元土地を増やしたいとのことで、売買契約ができております。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 38、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 38、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「383 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「157.9 a」、「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に住んでおられます。所有権を移転する者「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、383 m<sup>2</sup>と面積は狭いですが、放任園という状態で、〇〇〇〇さんからしたら自分の農地を維持管理してほしいということと、〇〇〇〇という事で〇〇〇〇さんも農地を有効利用して農業に従事したいとのことで、お互いが同意しましたのでよろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 39、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 39、農地の所在「川上町川名津丁 10」、地目現況「樹園地」、面積「4,361 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「465.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 番号 39 を説明します。  
この園地は売り手の「〇〇〇〇」さんの実家の園地ですが、買い手の「〇〇〇〇」さんが 30 年近く管理していたみたいで 2 年前に〇〇〇〇さんの母親が亡くなられたので、この際に園地を譲りたいとのことですので、審査の程よろしくをお願いします。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 40、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 40 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,029 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「110.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 8 番 売り手の「〇〇〇〇」さんですけど、〇〇〇〇勤務の方です。  
買い手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で、経営的にもう少し面積を増やしたいということで、お互いが同意しましたのでよろしく願います。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)

- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、番号 41、42 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            番号 41、42 を一括して説明します。  
番号 41、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「526 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「155 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
番号 42、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,140 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「179.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長            地元委員の説明を求めます。
- 1 1 番            「〇〇〇〇」さんは土地の名義人ですけど、実際は〇〇〇〇の父親が耕作していました。しかし、高齢のため隣接地の「〇〇〇〇」さんに売買の話しを持ちかけ契約が成立しました。  
42 番も同じように隣接地の「〇〇〇〇」さんに売買の話しを持ちかけ契約が成立しました。よろしくお願いします。
- 議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員            (意見、質問等なし)
- 議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員            (異議なく承認)
- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、番号 43 事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 43、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「978 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「120.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 12番 「〇〇〇〇」さん、亡くなられていますが、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、奥さんがおられるんですが高齢で、農地については木をすべて伐採した状態です。隣接地の「〇〇〇〇」さんが園地を買いいたいとのことで契約が成立しました。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 44 事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 44、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「304 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「286.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。

14番 「〇〇〇〇」さん、夫と息子さんが経営しています。この園地には清見を植えています。だし分が悪いということで、隣の〇〇〇〇さんはモノレールがあり、少し延長したら、〇〇〇〇さんの畑が続いているということで、今回こういった形で作ってくださいということで売買となりました。よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号45事務局の説明を求めます。

事務局 番号45、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「981㎡」外4筆、計「3,348㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「61.7a」、売買価格「〇〇〇〇」。

〇〇〇〇の経営面積は「61.7a」となっていますが、このたび農地を譲り受けることにより下限面積表記を満たすため問題はありません。

以上です。

18番 この農地は〇〇〇〇さんで管理されていまして、今回売買が成立しました。経営面積「61.7a」となっていますが、農園の面積の名義ではなくて、父親・祖父の名義になっているので、手広くやっていますので問題ないと思います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」  
番号 124 から 125 まで、一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 22 号、番号 124 から 125 までを一括して説明します。  
番号 124、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「599 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,222 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「69.3 a」、期間「9 年 11 カ月」。賃借料「〇〇〇〇」。  
番号 125、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,245 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「341.6 a」、期間「20 年 8 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 番号 124 を説明します。  
「〇〇〇〇」さんは病気を理由に畑が荒れた状態です。「〇〇〇〇」さん、父親が〇〇〇〇でみかん作りをしています。若い方で〇〇〇〇の〇〇〇〇をしていますので大丈夫かと思っておりますのでよろしく願いします。
- 2 番 番号 125 について説明します。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でみかんを作っておられますが、奥さんと 2 人でやっておられて、だいぶ年を取ってしんどくなったということで、この園地は梨ですが、梨はみかんより手がかかるので、隣接園地の「〇〇〇〇」さんに作ってもらえないだろうかという話で、〇〇〇〇さんが作ることになりました。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇をされておりまして、今、父親と奥さんといっしょに農家に専念しがんばっておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 126、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 126 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「722 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,226 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「275.2 a」、期間「3 年 11 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

5 番 　　番号 126 を説明します。  
栗野浦の「〇〇〇〇さんは高齢のため、みかんを作れないということで、貸し手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で熱心に農業をやっておられます。お父さんは、〇〇〇〇をされた方でございます。そして、同じ〇〇〇〇と〇〇〇〇で、〇〇〇〇でございますので、全て分かっておられるのでよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 127、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 127、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「田」、面積「2,011 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「10 年 2 カ月」。

現況地目につきましては、現況「田」となっておりますが、樹園地であるとのことです。また〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、議案第 19 号、番号 14・15 及びこのたび借受ける農地により約 65 a となり、下段面積を満たすため問題ありません。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

6 番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇、〇〇〇〇出身なんですけど、現在は〇〇〇〇の方に住んでおられます。先ほど審議していただきました〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんとは親戚関係になります。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇でありますし、年齢的にも農地の管理が大変になったので、是非、今度会社にされた「〇〇〇〇」さんに耕作してほしいということで話ができましたので、問題はないかと思しますので、よろしくお願ひ致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 128、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 128 を説明します。  
農地の所在〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「574 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,043 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「96.5 a」、期間「5 年」賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 7 番 貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇になろうかと思いますが、〇〇〇〇でありまして、定年後、一生懸命やっけてはいたんですけど、さすが年のせいか、隣接しています「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇になるのですが、朝は〇〇〇〇をし、その後、樹園地に行き一生懸命管理をしています。母親と 2 人で、まだ〇〇〇〇なんですが、がんばっておられますので、大丈夫であろうかと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 129、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 129、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1776 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「62.6 a」、期間「19年9カ月」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、つい一週間ほど前に亡くなりまして、「〇〇〇〇」さんに変更となっています。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。3年くらい前から地元に戻ってきて、お父さんといっしょにみかん作りをしています。今回、お父さんの方から〇〇〇〇さんへ経営移譲されるということで、今回の契約になっております。よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 130、131、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 130、131 を一括して説明します。  
番号 130、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「921 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「329.7 a」、期間「10年1カ月」。  
番号 131、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,617 m<sup>2</sup>」、外3筆、計「4,512 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,206.2 a」、期間「1年」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 番号130の説明を行います。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇をされていた方なんですけど、〇〇〇〇くらい、この土地は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方なんですけど、借りていたのですが、〇〇〇〇さんが、体調が悪い、ちよつと腰を痛めていることから、違う人に誰かあたってくれまいかという事で、2筆ほどでとったんですが、この1筆だけは「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、現地の方をちよつと広げて歩けるようになっておりますので、まだまだ大丈夫だと思います。息子さんもおりますのでやれると思いますのでよろしくをお願いします。

番号131について説明します。「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、親戚関係になっております。「〇〇〇〇」さんですが、現在は〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんは去年、病気が見つかりまして、現在も入院しておるんですが、もう農業はできないということで、親戚の「〇〇〇〇」さんにまかすということで、「〇〇〇〇」さん、面積がかなり大いんですが、がんばって作りますということです、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号132から134まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号132から134までを一括して説明します。

番号 132、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「244 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「693 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「61.7 a」、期間「10 年 1 カ月」。

番号 133、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「415 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「61.7 a」、期間「10 年 1 カ月」。

番号 134、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「235 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「61.7 a」、期間「10 年 1 カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 番号 132、133、134 について説明します。132,133 ですが、「〇〇〇〇」さんはけっこう高齢で、今回、〇〇〇〇に借りてもらおうようになりました。134 の「〇〇〇〇」さんですが、今年の春からどうも山の方全部やめるということで、荒らされては困るので、〇〇〇〇さんの方が借りるようになりました。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 135 から 141 まで、再設定ですので、番号 135

だけ事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 135 から 141 は再設定扱いの案件となっています。  
番号 135、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「158 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「220 m<sup>2</sup>」。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「67.6 a」、期間「9 年 11 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」です。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。
- 議長 番号 135 から 141 まで原案の通り決定することにご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 23 号「空き家に付属した農地の指定解除について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第 23 号、番号 1 について説明します。  
空き家に付属した農地指定申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、申請地、「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「158 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計 871 m<sup>2</sup>です。  
令和 2 年 4 月 6 日総会、議案第 18 号、番号 1 で空き家に付属した農地指定を受けましたが、売買が成立し、議案第 19 号、番号 13 で農地法 3 条の規定による許可申請書を提出され許可されました。  
よって、八幡浜市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第 8 条及び 9 条に該当するため、指定の解除を行ってよいかどうかの判断をして頂きたいと思います。  
説明は、以上です。
- 議長 議案の方、契約が成立しておりますので、今回、空き家に関しての

取り決めの解除ということになります。何かご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」  
番号22から24まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第6号、番号22から24までを一括して説明します。  
番号22、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「722 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「1,226 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年5月7日

会 長 二宮 政明

議事録署名人 橋岡 武志

議事録署名人 土居 敬幸